

藤沢市建築基準等に関する規則(平成31年規則第9号)新旧対照表

改正後	現行
<p>○藤沢市建築基準等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成31年4月1日</p> <p style="text-align: right;">規則第9号</p> <p>(略)</p> <p>(許可申請書の添付図書等)</p> <p>第20条 省令第10条の4第1項の市長が定める図書又は書面は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める図書その他市長が審査に必要であると認める図書又は書面とする。</p> <p>(1) 法第47条ただし書、法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項若しくは第5項、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57</p>	<p>○藤沢市建築基準等に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成31年4月1日</p> <p style="text-align: right;">規則第9号</p> <p>(略)</p> <p>(許可申請書の添付図書等)</p> <p>第20条 省令第10条の4第1項の市長が定める図書又は書面は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める図書その他市長が審査に必要であると認める図書又は書面とする。</p> <p>(1) 法第47条ただし書、法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項若しくは第5項、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57</p>

条の5第3項において準用する場合を含む。)、法第55条第3項若しくは第4項各号、法第56条の2第1項ただし書、法第57条の4第1項ただし書、法第58条第2項、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第60条の2第1項第3号、法第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書、法第67条第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号、法第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項又は法第68条の7第5項、法第87条の3第3項、第6項若しくは第7項の規定による許可 次の表に掲げる図書

(略)

(認定申請書の添付図書)

第23条 省令第10条の4の2第1項の市長が定める図書又は書面は、次の各号に掲げる認定の区分に応じ、当該各号に定める図書その他市長が必要であると認める図書又は書面とする。

- (1) 法第44条第1項第3号、法第52条第6項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条第5項、法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6、法第86条の6第2項、法第87条の2、政令第131条の2第2項若しくは第3項又は政令第137条の16第2号の規定による認定 第20条第1項第1号の表に掲げる図書（認定が政令

条の5第3項において準用する場合を含む。)、法第55条第3項各号、法第56条の2第1項ただし書、法第57条の4第1項ただし書、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第60条の2第1項第3号、法第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書、法第67条第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号、法第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項又は法第68条の7第5項、法第87条の3第3項、第6項若しくは第7項の規定による許可 次の表に掲げる図書

(略)

(認定申請書の添付図書)

第23条 省令第10条の4の2第1項の市長が定める図書又は書面は、次の各号に掲げる認定の区分に応じ、当該各号に定める図書その他市長が必要であると認める図書又は書面とする。

- (1) 法第44条第1項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条第5項、法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6、法第86条の6第2項、法第87条の2、政令第131条の2第2項若しくは第3項又は政令第137条の16第2号の規定による認定 第20条第1項第1号の表に掲げる図書（認定が政令第137条の16第2号の

第137条の16第2号の規定によるものである場合にあつては、日影図を除く。)

(略)

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

規定によるものである場合にあつては、日影図を除く。)

(略)

附 則

(新設)